

## 子どもの遊び場等活用支援委託仕様書（案）

### 1 業務の目的

あらゆる子ども（障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子など、18歳以下の全ての子ども）や保護者同士の意見交換を行うことで、インクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所を有効に活用することにより、子ども同士及び保護者同士の相互理解を促し、共生社会の実現を目的とする。

### 2 業務の趣旨

令和5年度及び令和6年度に実施した市立公園における子どもの遊び場等の整備事業の検証を行った結果、インクルーシブデザインに配慮した遊び場等の整備の前提条件として、トイレ等の基礎的なインフラ整備、障がい者の移動支援への対応及び心のバリアフリーのための普及啓発が非常に重要であることが明らかになった。

その前提条件を満たしていくには、既存の社会資源の有効活用が重要であるため、令和6年度においては、地域の関係者等の参画やネットワークングにより、有効活用するための対応策を検討した。

また、心のバリアフリーの普及啓発を図るため、小学校での出張授業や栗山公園のんびりデーの開催等の試行的な事業を行うとともに、インクルーシブデザインに配慮した公園の活用に係るガイドラインを策定した。

令和7年度は、令和6年度に策定した整備設計に基づいた公園整備を実施することで、あらゆる子どもが公園を活用し、本事業の目的である「子ども同士及び保護者同士の相互理解を促し、共生社会の実現」に資する取組が重要である。そのため、令和6年度の試行的な事業の際に構築した地域の関係者等の参画やネットワークングの成果を市内広域に展開することで、本市の共生社会の実現に寄与するものである。

### 3 仕様書（案）の適用範囲

- (1) 受託者は、本仕様書（案）のほか、関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書（案）に明記されていないもので、作業の性質上

必要な事項については、その処理について市担当者と協議の上で決定することとする。

ただし、法令または慣例により履行しなければならない事項については、受託者の負担において処理しなければならない。

#### 4 受託者の義務

受託者は、委託作業の実施にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、本仕様書及び契約書に準拠し作業を行うものとする。

#### 5 個人情報等の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本契約により受託した業務の遂行上知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。業務契約終了後も同様とする。

#### 6 担当者等の適正な配置について

受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な知見を要する部門については、相当の経験を有する担当者を配置しなければならない。

また、インクルーシブデザインに配慮した遊び場等の活用にあたり、委託者が別途調整する専門的な知見を有する市内大学等の学識者、委託者が推薦した地域人材及び市立公園の管理業務を担う指定管理者と積極的に連携すること。

なお、連携にあたっては受託者の責任において業務管理を行うこととする。

#### 7 委託期間

本業務の委託期間は、契約確定日の翌日から令和8年3月31日までとする。

#### 8 支払方法

本委託代金は、成果品の納入、検査合格後、受託者の書面による請求に基づき支払うものとする。

## 9 委託業務内容

市内の子どもへの心のバリアフリーの普及啓発、子どもの意見を踏まえたあらゆる子どもの遊び場等の配慮事項等の掲示内容の検討及び配慮事項等の理解促進に係る業務であり、業務内容は概ね以下のとおりとする。

### (1) 市立小学校でのインクルーシブ授業運営支援

市内の9校の市立小学校のうち授業実施の希望のあった2校において、小学4年生以上を対象に学年単位で概ね2時間のインクルーシブ授業を各校1回、地域人材と連携して実施する。

授業内容は、委託者、小金井市教育委員会及び各市立小学校と事前に協議し、小金井みんなの公園プロジェクトの普及啓発及び公園での遊び場の配慮事項の掲示内容等について、子どもの意見を聞きながら、対話型で実施する。

なお、令和5年度及び令和6年度の成果である、委託者が提供する小金井みんなの公園プロジェクトのコンセプト、取組内容及び関係者とのヒアリング等で得られた内容について、市立小学校のインクルーシブ授業で活用できるように整理し、授業資料の作製及び成果物を製本して10,000部提出する。

### (2) 令和6年度試行的事業の推進支援及び整備公園の活用支援

#### ア 栗山公園

栗山公園に近接する社会医学技術学院等の教育機関、福祉支援施設、地域の子ども食堂運営者及び近隣の商店等との連携により、地域資源を活用し、公園周辺の住民及び事業者を巻き込みながら、日常的にあらゆる子どもが利用できる公園の活用について、実証実験及び運営会議等の支援をする。

#### イ 梶野公園

梶野公園サポーター会議、援農ボランティア及び地域団体等との連携により、あらゆる子どもが利用できる菜園・居場所空間の適切な運営及び活用について、実証実験及び運営会議等の支援をする。

#### ウ 三楽公園

公園周辺の自治会、教育機関、社会福祉協議会、援農ボランティア及び地域団体等の連携により、あらゆる子どもが利用できる菜園の適切な運営及び活用について、実証実験及び運営会議等の支援をする。

(3) 子どもの遊び場等における配慮事項等の掲示内容の作成支援

栗山公園、梶野公園及び三楽公園に整備した子どもの遊び場等に別途整備設置する10箇所の掲示板について、障がいがない子どもやその保護者等があらゆる子どもに対しての配慮について、学びや理解を深める掲示内容となるよう、配慮事項等について検討する。

また、障がいがある子どもが認識できるよう、マークや色等に配慮したデザインとなるように作成し、委託者と協議の上、掲示内容を決定する。

なお、整備工事受注事業者と掲示内容の提出時期及び提出方法について、事前に協議すること。

(4) あらゆる子どもに対する配慮事項等の理解促進に係る情報発信支援

あらゆる子どもに対する配慮事項等について、WEB等を活用した情報発信をすることにより、学びや理解を深め、「心のバリアフリー」につなげる支援をする。情報発信した内容については、栗山公園、梶野公園及び三楽公園に整備した子どもの遊び場等において、別途整備設置する10箇所の掲示板に二次元コード等を貼付することにより情報収集できるように、委託者と協議すること。

(5) 栗山公園のんびりデーの運営支援

障がいの有無などに関わらず、誰もが多様な遊びを楽しめたり、のんびりできる、その大切さを考えるイベントを地域と協働しながら企画し、準備・運営を行う（全1回、4時間程度）。

ア 周知用チラシの作成及び配布

イベントの開催において、市民への広報用チラシ（概ね9,000枚程度、A4版・カラー印刷）を作成すること。

なお、印刷枚数については、事業内容や配布対象により変わることから、その都度協議すること。

また、委託者が事前に調整した施設（市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等）には、施設ごとに配布できるよう仕分けた上で配布し、残りは全数まとめて、委託者に納品すること。

イ 記録動画の作成

参加者等のプライバシーに十分配慮し、イベントの記録動画を作成すること。

(6) 報告書の作成

本委託の検討過程及び実施内容等をまとめた報告書を2部作成する。提出方法については、委託者と協議すること。